

熊本市倒産関連中小企業者に対する利子補給要綱

制定	平成12年	3月22日	経済振興局長決裁
改正	平成18年	3月27日	市長決裁
	平成25年	9月19日	産業政策課長決裁
	平成26年	3月31日	市長決裁
	令和4年	7月21日	商業金融課長決裁
	令和6年	4月18日	商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、経済情勢や金融環境の急激な変動により倒産した企業への売掛金等の焦げ付き、大規模小売店の進出に伴う売上不振等に伴い融資を受けた市内の中小企業者へ予算の範囲内で利子補給金を交付することにより、当該中小企業者の金融経費を軽減し、経営の安定を図ることを目的とする。

(利子補給金の交付の対象)

第2条 利子補給の対象となるものは、次の熊本市中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）の融資を受けた営業者（以下「借受人」という。）とする。

- (1) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度により融資を受けたもので、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第1号に規定する特定中小企業者の認定を受けたもの。
- (2) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱運用規程第4条第1項第1号及び第2号により融資を受けたもの。ただし、資金が目的以外への使用のとき又は、熊本県信用保証協会の代位弁済となったものに対しては交付しない。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給の額は借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間で支払った融資制度による借入金の利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の2分の1相当額とする。ただし、1円未満の端数が出る場合は切り捨てとする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から1年とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 借受人は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年2月末日までに利子補給金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に、前年中に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の証明する利子支払実績証明書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、融資制度の償還を全て終えた借受人が利子補給金の交付を受けようとする場合は、その償還日から翌年2月末日までの間に利子補給金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に最終償還日の属する年に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の発行する利子支払実績証明書（別記第2号様式）を添えて市長に提出することができる。

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定兼交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(利子補給金の交付)

第7条 市長は、前条の利子補給金の交付決定後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (3) 融資制度の借入金を融資の目的以外の目的に使用したとき。

(利子補給金の返還)

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第10条 利子補給金の交付を受けた借受人は、第8条の規定による取消しを受け、利子補給金の返還を請求されたときは、その請求に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、利子補給金の交付を受けた借受人の納付した金額が返還を請求された利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された利子補給金の額に充てられたものとする。

（他の利子補給金等の一時停止等）

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金の返還を請求され、当該利子補給金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務または事業について交付すべき利子補給金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補給の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成19年1月1日以降の利子補給金交付申請分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。